四日市市告示第528号

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 令和6年6月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱 四日市市中小企業振興資金融資制度要綱(昭和50年四日市市告示第1号)の一部 を次のように改正する。

改正後

(融資の対象)

第5条 (略)

- 2 四日市市中小企業振興資金(新型コロナウイルス対応融資)の融資対象となるものは、本市内に主たる営業所又は事務所を有し、常時使用する従業員の数が50人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人)以下の中小企業者で次の条件を備えているものとする。
 - (1)経営が適切と認められるもの
 - (2)協会の保証対象業種に該当するもので貸付金の返済が確実であるもの
 - (3)市税を完納しているもの
 - (4)新型コロナウイルス感染症による 影響を受けており、次のいずれかに該 当するもの
- ア 申し込み時の最近<u>3</u>か月の売上高が 平成31年1月以降のいずれかの同時 期と比べ、3%以上減少<u>しているもの、</u> または、最近1か月の売上高が3%以 上減少、かつ、その後2か月間の売上

(融資の対象)

第5条 (略)

- 2 四日市市中小企業振興資金(新型コロナウイルス対応融資)の融資対象となるものは、本市内に主たる営業所又は事務所を有し、常時使用する従業員の数が50人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人)以下の中小企業者で次の条件を備えているものとする。
 - (1)経営が適切と認められるもの
 - (2)協会の保証対象業種に該当するもので貸付金の返済が確実であるもの
 - (3)市税を完納しているもの
 - (4)新型コロナウイルス感染症による 影響で、申し込み時の最近1か月の売 上高等が平成31年1月以降のいずれ かの同時期と比べ、3%以上減少、か つ、その後2か月間の売上見込を含め た3か月間も3%以上減少と見込まれ るもの。ただし、業歴3か月以上1年1 か月未満の中小企業者及び事業拡大等

見込を含めた3か月間も3%以上減少と見込まれるもの。ただし、業歴3か月以上1年1か月未満の中小企業者及び事業拡大等の特段の事情があることにより前年同期との比較により難い中小企業者については、最近3か月間の平均売上高の比較により取り扱いができるものとする。

イ 申込時点における最近3か月間の月 平均売上総利益または営業利益が前年 同期と比べ、3%以上減少しているも の。 の特段の事情があることにより前年同期との比較により難い中小企業者については、最近3か月間の平均売上高等又は新型コロナウイルス感染症の影響が発現する前の令和元年12月等の売上高等の比較により取り扱いができるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。